

安全・信頼性に関する措置内容の比較

項番号	項目名	項	技術的条件の措置内容【作業班1】	技術的条件の措置内容【作業班2】	(参考) 事業用電気通信設備規則
(1)	予備機器等	1	番組送出設備、中継回線設備(送信空中線系及び受信空中線系を除く)(、地球局設備(衛星放送に限る))及び放送局の送信設備(送信空中線系を除く)の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「故障等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送の継続手段がある場合は、この限りでない。	ヘッドエンド設備及び受信空中線の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「故障等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送の継続手段がある場合は、この限りでない。	通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「故障等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる機器については、この限りでない。 ① 端末回線(端末設備等と交換設備との間の電気通信回線設備をいう。以下同じ。)を当該交換設備に接続するための機器 ② 当該交換設備の故障等の発生時に、他の交換設備によりその疎通が確保できる交換設備の機器
		2		伝送路設備のうち、ヘッドエンド設備相互間を接続する伝送路設備及び幹線の設備(同軸ケーブルによるものを除く。)には、予備の線路又は芯線を設置又はこれに準ずる措置を講じなければならない。	伝送路設備には、予備の電気通信回線を設置しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。 ① 端末回線その他専ら一の者の通信を取り扱う区間に使用するもの ② 有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第2条第2項に規定する有線電気通信設備であつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路のうち、端末設備等と専用設備(専用役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備をいう。以下同じ。)を収容する建築物(第15条の建築物をいう。)との間に使用するもの ③ 当該伝送路設備の故障等の発生時に、他の伝送路設備によりその疎通が確保できるもの
		3		伝送路設備において伝送路に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時にその業務に著しい支障を及ぼさないよう当該予備の機器に切り替えられるようにしなければならない。	伝送路設備において当該伝送路設備に設けられた電気通信回線に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。
		4		ヘッドエンド設備相互間を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置されなければならない。	交換設備相互間を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置されなければならない。

(2)	故障検出	1	番組送出設備、中継回線設備（、地球局設備（衛星放送に限る））及び放送局の送信設備（以下この節において「放送設備」という。）は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、運用する者に通知する機能を備えなければならない。	有線放送設備は、電源供給停止、動作停止、動作不良（誤設定によるものを含む）その他放送の業務に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、運用する者に通知する機能を備えなければならない。	事業用電気通信回線設備は、電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該事業用電気通信回線設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。
		2	やむを得ず前項に規定する措置を講ずることができない放送設備は、同項の規定にかかわらず、故障等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、運用する者に通知することが可能となる措置を講じなければならない。	やむを得ず前項に規定する措置を講ずることができない有線放送設備は、同項の規定にかかわらず、故障等の発生時にこれを目視又は聴音等により速やかに検出し、運用する者に通知することが可能になる措置を講じなければならない。	
(3)	試験機器及び応急復旧機材の配備	1	放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。	有線放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該有線放送設備の点検及び調整に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。	事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。
		2	放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該放送設備の故障等が発生した場合における応急復旧工事、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。	有線放送設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該有線放送設備の故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の伝送路の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。	
(4)	耐震対策	1	放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。	有線放送設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。	事業用電気通信回線設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。
		2	放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。	有線放送設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。	
		3	前2項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。	前2項の耐震措置は、ヘッドエンド設備については、大規模な地震を考慮したものでなければならない。	
(5)	機能確認	1	放送設備の機器の機能を代替することができる予備の機器は、定期的な機能確認等の措置が講じられていなければならない。		

		2	放送設備の電源設備は、定期的な電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならない。		
(6) 【有線系 (5)】	停電対策	1	放送設備は、通常受けている電力の供給の異常時においてその業務に著しい支障を及ぼさないよう自家発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。	有線放送設備は、通常受けている電力の供給の異常時においてその業務に著しい支障を及ぼさないよう自家発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（ヘッドエンド設備にあつては、自家発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられなければならない。	事業用電気通信回線設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱う通信が停止することのないよう自家発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置（交換設備にあつては、自家発電機及び蓄電池の設置その他これに準ずる措置）が講じられなければならない。
		2	自家発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、その燃料について、必要な量の備蓄又はその補給手段の確保に努めなければならない。		
(7) 【有線系 (6)】	送信空中線に起因する誘導対策		送信空中線に近接した場所に設置する放送設備、工作物及び工具等は、電磁誘導作用による影響の防止策が講じられていなければならない。		
	強電流電線に起因する誘導対策			線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により有線放送設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。	線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電気通信回線設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。
(8) 【有線系 (7)】	防火対策		放送設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の設置その他これに準ずる措置を講じなければならない。	ヘッドエンド設備を収容し、又は設置する機器室は、自動火災報知設備及び消火設備の設置その他これに準ずる措置を講じなければならない。	事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機器室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならない。
(9) 【有線系 (8)】	屋外設備	1	屋外に設置する空中線（給電線を含む）及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けられないものでなければならない。	屋外に設置する電線（その中継器を含む。）、空中線およびこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けられないものでなければならない。	屋外に設置する電線（その中継器を含む。）、空中線およびこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物（次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。）は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けられないものでなければならない。
		2	屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置しなければならない。	屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置しなければならない。	屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置しなければならない。
(10) 【有線系 (9)】	放送設備を収容する建築物 【有線系：ヘッドエンド設備を設置する建築		放送設備を収容し、又は設置する建築物は、次に適合するものでなければならない。	ヘッドエンド設備を収容し、又は設置する建築物は、次に適合するものでなければならない。ただし、次の各号に適合しない建築物にやむを得ず設置されたものであつて、必要な措置が講じられているものは、この限りでない。	事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する建築物及びテナ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第1号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。
				風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けられない環境に設置されたものであること。	①風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けられない環境に設置されたものであること。

	物】	ア	当該放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。	当該ヘッドエンド設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。	②当該事業用電気通信回線設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。
		イ	当該放送設備が安定に動作する環境を維持することができること。	当該ヘッドエンド設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。	③当該事業用電気通信回線設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。
		ウ	当該放送設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に放送設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。	当該ヘッドエンド設備を収容し、又は設置する機器室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易にヘッドエンド設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。	④当該事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信回線設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。
(11) 【有線系 (10)】	耐雷対策		放送設備は、雷害を防止するための措置が講じられていなければならない。	有線放送設備は、雷害を防止するための措置が講じられていなければならない。	
(12)	宇宙線対策		人工衛星に設置する放送設備は、宇宙線等による影響を容易に受けないための措置が講じられていなければならない。		